

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

☝ 養老保険の福利厚生プラン

Q：法人契約の養老保険の中でも保険料の2分の1が損金になる福利厚生目的のものがあるそうですが、どういう内容のものですか。

A：死亡保険金の受取人を従業員の遺族、生存保険金の受取人を法人として、従業員全員を対象にかけるなど普遍的な加入の要件を満たしたものです。

【解説】

養老保険とは、被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険で、その契約形態としては、①死亡保険金及び生存保険金の受取人をともに法人とするもの、②死亡保険金、生存保険金の受取人を被保険者及びその遺族とするもの、あるいは、③死亡保険金の受取人を被保険者の遺族、生存保険金の受取人を法人とするものがあります。この③のケースでは、養老保険でも保険料の2分の1が損金処理できるものとされています。

ただし、会社契約の養老保険の保険料の2分の1が損金処理されるためには、その保険加入が役員や使用人等を対象に普遍的にされていることがひとつの要件とされています。つまり、原則としては役員や使用人の全員を対象としていなければなりません。ただ、保険加入の有無や保険金額などについて格差が設けられているとしても、それが、職種、年齢、勤続年数など合理的な基準により設けられた普遍的な格差であれば問題ないでしょう。

なお従業員の大半が同族関係者の場合は、保険料の2分の1は給与扱いとなりますのでご注意ください。

